ひとり親世帯の知っとく情報！！

ひとり親法律相談について

【内　容】　離婚前の相談や、ひとり親家庭等が抱える様々な法律問題（子育て・生活、就業、ＤＶ、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のことなど）や残業代や給与等の未払いなどの労働問題について、ひとり親家庭への支援に精通する弁護士へ法律相談ができます。

【費　用】　無料

【場　所】　南館１階　市民生活相談課

【相談日】　毎月第４火曜日　　午後１時から４時まで（先着６人　各回３０分）

【申込方法】　当月の１日から前日までに、こども政策課にて予約
いずれかの方法でお申し込みください。

■電　話：こども政策課 072-620-1625（土日祝を除く、8：45～17：15）

■e-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※予約優先となりますが、空きがあれば当日受付もできます。



母子・父子・寡婦福祉資金	
制度紹介	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子どもの修学や就学支度、母親・父親自身の技能習得や転宅など）に資金を貸し付ける制度です。貸付申請書を貸付窓口に提出する前に学校の入学金等を既に納入した場合など、貸付の対象となる支出や契約をしてしまうと貸付ができませんので、必ず事前に貸付申請について、ひとり親自立支援員にご相談ください。
必要書類	申請書・戸籍謄本・世帯全員の住民票・その他資金の種類に応じ必要な書類

ＪＲ通勤定期乗車券の特別割引制度	
制度紹介	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、ＪＲ通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと３割引で購入できます。
必要書類	印鑑、児童扶養手当の証書、顔写真（縦2.5㎝×横2㎝　6ヶ月以内に撮影したもの）

日本万国博覧会記念公園内施設利用料の特別割引制度	
制度紹介	各種公的年金、児童扶養手当を受けている母子家庭の母、父子家庭の父および１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童が日本万国博覧会記念公園内施設等を利用するときは、割引制度を利用できます。
必要書類	印鑑、各種公的年金（児童扶養手当）の証書

詳しくは、こども政策課【☎６２０－１６２５】ひとり親自立支援員まで、お問合せください。